



新潟県公報

平成26年
3月27日(木)
号外
第17号

目次

規則

○新潟県事務決裁及び委任規則の一部改正..... 1

規則

新潟県規則第十一号

新潟県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

新潟県知事 福田 富一

新潟県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務決裁及び委任規則（平成十二年新潟県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二一本庁関係共通事項の表中二十一の項を削り、二十二の項を二十一の項とし、二十三の項から二十七の項までを一項ずつ繰り上げ、別表第二二本庁関係特定事項①総合政策部ア市町村課の表一の項第三号中「、第3項、第5項及び第6項」を「及び第3項」に改め、同項第四号中「（第291条の15第4項において準用する場合を含む。）」を「及び」に改め、「及び第291条の14第1項」を削り、同項第五号中「（第291条の15第4項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第六号中「及び第291条の15第2項」を削り、同項第七号中「及び第291条の14第3項」を削り、同項中第九号及び第十号を削り、同表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項から八の項までを一項ずつ繰り上げ、別表第二二本庁関係特定事項②経営管理部ウ職員総務課の表五の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 職員の児童手当の受給資格及び額の認定（知事が別に定めるものに限る。）										○
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第二二本庁関係特定事項②経営管理部才管財課の表一の項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一項ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

8 第41条第3項ただし書の規定による承認										○
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第二二本庁関係特定事項③県民生活部イ消防防災課の表に次のように加える。

12 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく事務	1 第2条第7号の規定による指定 地方公共機関の指定			○					
	2 第9条第3項の規定による業務 計画の報告の受理及び助言					○			
	3 第27条の規定による応援			○					
	4 第50条の規定による物資及び資 材の供給の要請				○				

9	第58条第1項の規定による助成、貸付及び財産の譲渡			○				
10	第58条第2項の規定による勧告			○				
11	第58条第3項の規定による命令			○				
12	第62条第1項の規定による届出の受理				○			
13	第62条第2項の規定による許可			○				
14	第63条第1項の規定による届出の受理				○			
15	第63条第2項の規定による許可			○				
16	第64条の規定による届出の受理				○			
17	第67条第1項の規定による届出の受理				○			
18	第67条第2項の規定による許可			○				
19	第68条の規定による届出の受理				○			
20	第69条第1項の規定による届出の受理				○			
21	第69条第2項の規定による届出の受理				○			

別表第12本庁関係特定事項⑤保健福祉部了保健福祉課の表1の項第一号の次に次の二号を加える。

2	第32条の規定による認可（高齢対策課、障害福祉課及びこども政策課の所掌に係るものを除く。3、5から21まで及び23から31までにおいて同じ。）			○				
3	第43条第2項の規定による認可			○				

別表第12本庁関係特定事項⑤保健福祉部了保健福祉課の表中四の項から九の項までを削り、十の項を四の項とし、四項の次に次のように加える。

5	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく事務	1	第23条第1項の規定による事務監査			○			
		2	第41条第2項及び第5項並びに第42条の規定による認可			○			

	3 第44条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査			○			
	4 第45条第2項の規定による改善命令、停止命令及び認可の取消し			○			
	5 第48条第3項の規定による指導の制限及び禁止			○			
	6 第49条（第55条において準用する場合を含む。）の規定による指定				○		
	7 第51条第2項（第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し			○			
	8 第53条第1項（第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定による審査及び決定				○		
	9 第53条第4項（第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定による診療報酬の支払事務の委託				○		
	10 第54条の2第1項の規定による指定				○		
6 民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく事務	1 第18条の規定による民生委員の指導訓練の実施				○		
7 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成11年栃木県条例第25号）に基づく事務	1 第12条の規定による功労者の表彰			○			
	2 第16条の規定による届出の受理（建築物に係るものを除く。3から6までにおいて同じ。）				○		
	3 第17条の規定による指導及び助言				○		
	4 第18条の規定による届出の受理				○		
	5 第19条の規定による検査				○		
	6 第21条の規定による適合証の交				○		

	付							
	7 第22条の規定による勧告			○				
	8 第23条の規定による公表			○				
	9 第24条第1項の規定による報告の徴収、立入調査等				○			
	10 第25条第2項の規定による報告の徴収				○			
	11 第25条第3項の規定による指導及び助言				○			
	12 第27条第2項の規定による報告の徴収				○			
	13 第28条の規定による条例の適用除外の決定			○				
8 行旅病人及び行旅死亡人取扱規則（昭和38年栃木県規則第3号）に基づく事務	1 第3条第2項の規定による承認				○			
9 とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例（平成12年栃木県条例第34号）に基づく事務	1 第9条第2項の規定による認定				○			
	2 第10条の規定による承認				○			
10 とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行規則（平成12年栃木県規則第125号）に基づく事務	1 第3条ただし書の規定による休館日の変更				○			
	2 第4条ただし書の規定による利用時間の変更				○			

別表第二本庁関係特定事項⑤保健福祉部ア保健福祉課の表十一の項を削る。

別表第二本庁関係特定事項⑤保健福祉部イ医事厚生課の表中「医事厚生課」を「医療政策課」に改め、表中一の項から五の項までを削り、六の項を一の項とし、七の項を二の項とし、八の項を三の項とし、九の項を四の項とし、同項の次に次のように加える。

5 栃木県理学療法士、作業療法士及び診療放射線技師修学資金貸与条例（昭和47年栃木県	1 第2条の規定による貸与契約の締結				○			
	2 第6条の規定による貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留				○			

条例第4号)	3 第7条第1項の規定による返還の全部免除				○		
	4 第9条の規定による返還の一部免除				○		
	5 第10条の規定による返還の猶予				○		
6 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく事務	1 第12条の規定による准看護師籍への登録及び准看護師免許証の交付				○		
	2 第14条第2項の規定による戒告、業務の停止及び免許の取消し			○			
	3 第14条第3項の規定による再免許			○			
	4 第15条第2項の規定による意見の聴取				○		
	5 第15条の2第2項の規定による准看護師再教育研修の受講命令			○			
	6 第15条の2第4項の規定による准看護師籍への登録				○		
	7 第15条の2第5項の規定による准看護師再教育研修修了登録証の交付				○		
7 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく事務	1 第1条の3第1項、第3条第5項、第4条第3項、第5条第2項、第6条第4項、第7条第6項及び第8条第5項の規定による看護師免許の申請書等の進達					○	
	2 第3条第3項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第2項、第7条第2項及び第5項並びに第8条第2項及び第4項の規定による准看護師籍の登録事項の変更等の申請等の処理					○	
	3 第12条、第13条第1項及び第17条の規定による申請書の進達			○			
	4 第13条第2項及び第14条の規定による届出等の進達					○	

	5 第18条の規定による指定			○			
	6 第20条において読み替えて準用する第13条の規定による変更の承認				○		
	7 第20条において読み替えて準用する第14条の規定による報告の受理					○	
	8 第20条において読み替えて準用する第16条の規定による指定の取消し			○			
8 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）に基づく事務	1 第11条第1項の規定による看護師等就業協力員の委嘱			○			
	2 第12条第4項の規定による届出の受理				○		
	3 第12条第5項の規定による変更命令			○			
	4 第14条第1項の規定による指定			○			
	5 第14条第4項の規定による届出の受理				○		
	6 第18条の規定による監督命令			○			
	7 第19条第1項及び第2項の規定による指定の取消し			○			
9 栃木県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年栃木県条例第19号）に基づく事務	1 第4条の規定による貸与の打切り及び停止				○		
	2 第6条の規定による返還の猶予					○	
	3 第7条の規定による返還の免除				○		

別表第11の2本に關係特定事項⑤保健福祉部「医師厚生課」の表十の項及び十一の項を次のように改める。

10 栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和61年栃木県規則第61号）に基づく事務	1 第4条の規定による貸与の適否の決定				○		
11 栃木県助産師研修資金貸与条例	1 第6条第2項の規定による貸与契約の締結				○		

(平成20年栃木県 条例第4号)に基 づく事務	2 第8条の規定による貸与契約の 解除					○			
	3 第10条の規定による返還の猶予					○			
	4 第11条の規定による返還の免除					○			

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部工健康増進課の表十一の項を削り、別表第一二本庁関係特定事項⑥保健福祉部工高齢対策課の表十二の項第一号中「宇都宮市以外で行う事業に係るものについては、」を削り、同項第二号中「宇都宮市以外に設置する施設に係るものについては、老人短期入所施設に係るものに限る」と「老人デイサービスセンターに係るものを除く」と改め、同項第三号を削り、第四号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表三の項第五十三号中「(医事厚生課の所管に係るものを除く。)」を削り、同表十四の項第一号中「第3条第6項」を「第3条第7項」と改め、別表第一二本庁関係特定事項⑥保健福祉部工健康増進課の表十九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、同表七の項第一号中「第3条第2項」を「第5条第2項」と改め、同項を同表八の項とし、同表六の項の次に次のように加える。

7 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務	1 第7条第1項の規定による都道府県行動計画の策定	○							
	2 第8条第5項の規定による市町村行動計画に係る助言又は勧告					○			
	3 第20条第2項の規定による政府対策本部長への意見の申出					○			
	4 第22条第1項の規定による都道府県対策本部の設置	○							
	5 第25条の規定による都道府県対策本部の廃止	○							
	6 第28条第6項の規定による特定接種の実施					○			
	7 第31条第1項から第3項までの規定による要請又は指示					○			
	8 第38条第2項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態措置の代行		○						
	9 第39条、第40条及び第46条第5項の規定による応援又は協力の実施		○						
	10 第45条第1項から第3項までの規定による要請又は指示					○			
	11 第48条第1項の規定による医療					○			

の提供							
12 第49条の規定による土地等の使用			○				
13 第50条の規定による物資及び資材の供給の要請			○				
14 第55条第1項から第3項までの規定による特定物資の売渡しの要請、収用及び保管命令			○				
15 第62条及び第63条の規定による損失補償及び損害賠償		○					
16 第67条第2項の規定による立替支弁の要請			○				
17 第68条第2項の規定による市町村における立替支弁の決定			○				
18 第72条第1項の規定による立入検査				○			
19 第72条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査					○		

別表第二本庁関係特定事項⑥保健福祉部才障害福祉課の表九の項第四号中「第22条の4第4項」を「第21条第4項」に改め、同項第五号中「第25条第1項及び第2項」を「第24条第1項及び第2項」に改め、同項第六号中「第25条の2」を「第25条」に改め、同項第九号中「第33条の4第1項」を「第33条の7第1項」に改め、同項第十号中「第33条の4第6項」を「第33条の7第6項」に改め、同表十一の項中「地方自治法施行令」の次に「(昭和22年政令第16号)」を加え、別表第二本庁関係特定事項⑥産業労働観光部ウ経営支援課の表一の項中第十七号を第十九号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

13 第69条の2第1項の規定による指定			○				
----------------------	--	--	---	--	--	--	--

別表第二本庁関係特定事項⑥産業労働観光部ウ経営支援課の表一の項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

5 第9条の7の2第1項及び第5項の規定による認可			○				
---------------------------	--	--	---	--	--	--	--

別表第二本庁関係特定事項⑥産業労働観光部ウ経営支援課の表一の項に次の一号を加える。

20 第106条の2の規定による変更命令、措置命令及び認可の取消し			○				
-----------------------------------	--	--	---	--	--	--	--

別表第二本庁関係特定事項⑥産業労働観光部ウ経営支援課の表一の項中第二十一号を第二十二号とし、第

二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

19 第92条の規定による報告の徴収				○				
--------------------	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第二二本庁関係特定事項(6)産業労働観光部ウ経営支援課の表中六の項を削り、七の項を六の項とし、回表八の項第四号中「第16条の3」を「第16条の3第1項」に改め、回項第五号中「第16条の4」を「第16条の4第1項」に改め、回項第六号中「第16条の5」を「第16条の5第1項」に改め、回項を回表七の項とし、回表中九の項を八の項とし、十の項から十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二二本庁関係特定事項(6)産業労働観光部工国際課の表三の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、別表第二二本庁関係特定事項(7)農政部ウ農村振興課の表に次のように加える。

5 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）に基づく事務	1 第3条第1項及び第6項の規定による基本方針の策定及び変更			○				
	2 第4条第2項の規定による協議			○				
	3 第5条第2項の規定による認可			○				
	4 第7条第4項の規定による同意			○				

別表第二二本庁関係特定事項(7)農政部ウ経済流通課の表一の項第二号中「22」を「21」に改め、回項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第三十八号までを一頁ずつ繰り上げ、別表第二二本庁関係特定事項(7)農政部工経営技術課の表一の項第二号中「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、回表二の項を次のように改める。

2 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく事務	1 第3条第1項及び第4項の規定による基本方針の策定及び変更			○				
	2 第4条1項の規定による指定			○				
	3 第6条3項の規定による認可			○				
	4 第7条1項の規定による認可			○				
	5 第7条2項の規定による命令			○				
	6 第8条1項の規定による認可			○				
	7 第8条第5項の規定による命令			○				
	8 第9条1項の規定による認可			○				
	9 第13条1項の規定による命令			○				
	10 第14条1項の規定による認可			○				
	11 第15条1項の規定による指定の取消し			○				
	12 第18条1項の規定による認可			○				

9	第28条第1項の規定による立入調査の実施及び指示				○			
10	第30条第3項及び第4項の規定による損害賠償金の請求				○			

別表第三一 出先機関関係共通事項(1)(2)から(10)までに掲げる出先機関以外の出先機関の表中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、別表第三一 出先機関関係共通事項(2)県税事務所、自動車税事務所、環境管理事務所、森林管理事務所、林業センター、衛生福祉大学校、農業試験場、農業大学校、農業環境指導センター、水産試験場、家畜保健衛生所及び畜産酪農研究センターの表中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、別表第三一 出先機関関係共通事項(3)環境森林事務所、健康福祉センター、農業振興事務所及び土木事務所の表中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、別表第三一 出先機関関係共通事項(5)保健環境センターの表中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、別表第三一 出先機関関係共通事項(6)産業技術センター及び産業技術専門校の表中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、別表第三一 出先機関関係共通事項(7)美術館の表中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、別表第三一 出先機関関係共通事項(8)博物館の表中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、別表第三二 出先機関関係特定事項(2)経営管理部了県税事務所の表一の項第六号中「第73条の27の3第4項及び第5項、第73条の27の4第2項、第73条の27の5第3項、第73条の27の6第2項」を「第73条の27の3第3項、第73条の27の4第4項及び第5項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項、第73条の27の7第2項」に改め、同項第二十号中「第70条の4第26項」を「第70条の4第27項」に改め、別表第三二 出先機関関係特定事項(3)県民生活部了ちちぎ男女共同参画センターの表一の項中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、同項第一号中「保護」を「保護（第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、別表第三二 出先機関関係特定事項(5)保健福祉部了保健所の表一の項第一号中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改め、同項第二号中「第24条」を「第23条」に改め、同項第十九号中「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に改め、同表三十六の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一序ずつ繰り上げ、別表第三二 出先機関関係特定事項(5)保健福祉部了精神保健福祉センターの表一の項第一号中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改め、同項第二号中「第24条」を「第23条」に改め、同項第十九号中「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に改め、別表第三二 出先機関関係特定事項(7)農政部了農業振興事務所の表二一の項第一号中「那須農業振興事務所」を「上野賀農業振興事務所、那須農業振興事務所」に改め、別表第三二 出先機関関係特定事項(8)県土整備部了土木事務所の表一の項第十一号中「第47条の4」を「第47条の5」に改め、同項第十四号中「第47条の3」を「第47条の4」に改め、同項第十五号中「第47条の7」を「第47条の8」に改め、同表四十六の項を四十九の項とし、同表四十五の項中「地すべり防止法」を「地すべり等防止法」に改め、同項第一号中「第16条第2項において準用する第6条第5項の規定による身分証明書の発行」を「第16条の規定による立入り等」に改め、同項を同表四十八の項とし、同表四十四の項を四十七の項とし、二十三の項から四十三の項までを三項ずつ繰り下げ、同表二十二の項第二号中「第5条第5項の規定による身分証明書の発行」を「第4条の規定による調査」に改め、同項第三号中「第5条第8項の規定による損失の補償」を「第5条の規定による立入り等」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項に次の二号を加える。

7	第11条の規定による立入検査等		○	○				
8	第17条の規定による立入り等		○	○				

別表第三二 出先機関関係特定事項(8)県土整備部了土木事務所の表中二十二の項を二十五の項とし、十九の項から二十一の項までを三項ずつ繰り下げ、十八の項を十九の項とし、同項の次に次のように加える。

20	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律	1	第54条第1項の規定による認定		○	○			宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃
----	--------------------------	---	-----------------	--	---	---	--	--	--------------------

第84号) に基づく 事務						木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。	
	2 第54条第3項の規定による通知		○	○			宇都宮土木事 務所、真岡土 木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。
	3 第55条第2項の規定による変更 認定		○	○			宇都宮土木事 務所、真岡土 木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。
	4 第56条の規定による報告の徴収		○	○			宇都宮土木事 務所、真岡土 木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。
	5 第57条の規定による改善命令		○	○			宇都宮土木事 務所、真岡土 木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。
	6 第58条の規定による認定の取消 し		○	○			宇都宮土木事 務所、真岡土 木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。
21 都市の低炭素化 の促進に関する法 律施行細則（平成 24年栃木県規則第 59号）に基づく事	1 第3条の規定による通知（第6 条において準用する場合を含 む。）		○	○			宇都宮土木事 務所、真岡土 木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土

務										木事務所に限る。
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------

別表第三二出先機関関係特定事項⑧県土整備部ア土木事務所の表中十七の項を十八の項とし、十二の項から十六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十一の項第二号中「第五条第五項の規定による身分証明書の発行」を「第五条の規定による立入り等」に改め、同項第三号から第五号までを削り、同項を同表十二の項とし、同表中十の項を十一の項とし、七の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表六の項第十八号中「7の(3)」を「8の(3)」に改め、同号を同項十九号とし、同項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一項ずつ繰り下げ、同項第十二号中「3から8まで及び12に掲げる許可」を「3、5から9まで及び13に掲げる許可並びに4に掲げる登録」に、「15」を「16」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一項ずつ繰り下げ、同項第八号中「3から6まで」を「3及び5から7まで」に、「許可を」を「許可並びに4に掲げる登録を」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「掲げるものを除く。」の次に「又は第23条の2の規定による登録（4に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号中「掲げるものを除く。」の次に「又は第23条の2の規定による登録（4に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、同項第四号中「掲げるものを除く。」の次に「、第23条の2の規定による登録（4に掲げるものを除く。）」を加え、「6に」を「7に」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の1号を加える。

4 第23条の2の規定による登録（占用の内容に変更のない更新に係るものに限る。）		○							○	鹿沼土木事務所、矢板土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。
--	--	---	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第三二出先機関関係特定事項⑧県土整備部ア土木事務所の表中六の項を七の項とし、二の項から五の項までを一項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づく事務	1 第3条第2項の規定による意見の聴取		○	○						
	2 第4条第2項の規定による電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請の勧告及び同条第4項の規定による当該申請の却下		○	○						
	3 第5条第2項の規定による電線共同溝整備計画の策定		○	○						
	4 第6条第2項の規定による電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出の受理		○	○						
	5 第10条の規定による占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可		○	○						
	6 第11条第1項の規定による占用予定者であった者以外の者による		○	○						

電線共同溝の占用の許可							
7 第12条第1項の規定による電線共同溝の占用に係る変更の許可		○	○				
8 第14条第2項の規定による許可に基づく地位の承継の届出の受理		○	○				
9 第15条第1項の規定による電線共同溝の占用に係る許可に基づく権利の譲渡の承認		○	○				
10 第16条第2項の規定による電線の敷設に関する工事の中止又は電線の改造、移転若しくは除去その他必要な措置の命令		○	○				
11 第17条第1項の規定による第16条第2項に規定する措置命令		○	○				
12 第20条第2項の規定による必要な指示		○	○				
13 第21条の規定による国の行う電線共同溝の占用又は占用に係る権利の譲渡についての協議		○	○				
14 第26条の規定による許可又は承認の取消し等		○	○				

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(人 書 鑑)